

新居浜市移住者住宅改修支援事業

「働き手世帯」及び「子育て世帯」の本市への移住を促進するため、県外からの移住者が行う住宅の改修等に対して補助を行います。

補助対象者

- ・令和2年4月1日以降に愛媛県外から新居浜市へ移住した者
(就学、転勤に伴う転居は除く)
- ・「子育て世帯」 働き手世帯かつ世帯員に18歳未満の子どもがいる世帯
- ・「働き手世帯」 世帯構成員のうち少なくとも1人が18歳以上60歳未満の世帯
- ・改修する住宅に5年以上居住する意思を有する者

補助対象住宅

愛媛県又は新居浜市の空家バンクに登録されている戸建て住宅で、購入又は賃貸したもの

補助内容

①住宅の改修工事

○補助上限額又は補助対象経費の2/3のいずれか低い額

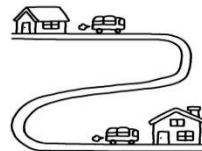
★「働き手世帯」の場合
補助上限額：**100万円**

★「子育て世帯」の場合
補助上限額：**400万円**
(100万円+子育て加算
1人につき100万円)

②家財道具の搬出・処分

○補助上限額又は家財道具の搬出・処分費の2/3のいずれか低い額

★「働き手・子育て世帯」共通
補助上限額：**20万円**



お問い合わせ・書提出先

新居浜市役所 シティプロモーション推進課
Tel 0897-65-1251 (直通)
Mail promo@city.niihama.lg.jp

新居浜市 移住者住宅改修 検索

補助対象工事

- 木工事 : 部屋の増改築、床材・内壁の変更等
- 屋根工事 : 屋根のふき替え、雨漏りの修理、屋根瓦の補修等
- 建具工事 : 建具の取替、断熱サッシ工事、シャッターの取付等
- 内装工事 : 床・壁・天井のクロス張替等
- 外装工事 : 外装の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等
- 塗装工事 : 屋根及び外部鉄部の塗替等
- その他 : 上記工事のほか一般的なリフォーム工事

※原則、施工業者は「市内に事業所を有する法人」又は「市内に住所を有する個人事業者」に限ります。

手続きの流れ



提出書類一覧

9.申請書提出 (※1)

- (1) 交付申請書 (第1号様式)
- (2) 住民票 (世帯全員分)
- (3) 事業計画書 (別紙様式1)
- (4) 誓約書 (別紙様式2)
- (5) 納税証明書 (同一世帯の納税義務者を含む)
- (6) 対象物件の所有権等の確認書類 (契約書写し)
- (7) 賃貸の場合、住宅改修、現状回復免除、家財道具搬出等に関する同意書
- (8) 改修等を行う住宅の図面、現況写真
- (9) 工事費の内訳を示す書類 (見積書・契約書写し)
- (10) 空き家バンク掲載を示す書類 (サイト写し)
- (11) 他の公的助成制度を利用する場合は、その制度の申請書の写し

※ 個人情報確認同意書 (第2号様式) を提出する場合は、本市が発行する住民票、納税証明書の添付を省略できる。

14.実績報告 (※2)

- (1) 住民票 (世帯全員分)
- (2) 実績報告書 (第8号様式)
- (3) 事業実績書 (別紙様式3)
- (4) 補助対象経費の明細書
- (5) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し

16.補助金請求書 (※3)

- (1) 請求書 (第10号様式)

